

## 海外在留邦人等向けワクチン接種事業(4回目接種の開始)

1 (1) 先般、日本国内で新型コロナワクチンの4回目接種が開始されたことに伴い、海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、在留邦人等を対象とした4回目接種(ファイザーのワクチンを使用)を7月19日から新たに開始することになりました(1・2・3回目接種も引き続き実施)。

(2) 接種対象は、日本で薬事承認されているワクチン(注参照)で追加接種(3回目接種)に相当するワクチン接種を受け、3回目接種から5か月以上が経過した以下の者が対象となります。

① 60歳以上の者

② 18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する者及び新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

(3) なお、18歳以上60歳未満の者については、接種にあたり基礎疾患の有無について事前の申告は求めませんが、接種日当日は可能な限り医師の診断書や処方箋等のご持参ください。また、接種の可否は当日医師が問診により判断しますので、接種ができない場合もあり得ますところご留意願います。

(注) 初回接種(1・2回目接種)においてはファイザー、モデルナ、アストラゼネカ(コビシールドを含む)、ノババックス(コボバックスを含む)、ヤンセン、追加接種(3回目接種)においてはファイザー、モデルナ、ノババックス(コボバックスを含む)、ヤンセンを指します。なお、ヤンセンの初回接種は1回接種であるため、1回接種している場合は初回接種(1・2回目接種)が完了しているものとみなし、2回接種している場合は追加接種(3回目接種)が完了しているものとみなします。

2 4回目接種の予約は本7月6日17時30分(日本時間)から開始しました。詳細は以下の外務省海外安全ホームページに掲載しておりますので、こちらをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>